

8 林 政 産 第 5 号
令和 8 年 4 月 1 日

一般社団法人全国木材組合連合会会長 殿

林野庁林政部木材産業課長

JAS製品の適切な供給について

常日頃より、木材の安定供給並びに関連する制度及び事業の適切な遂行・実施等にご尽力いただき、ありがとうございます。

さて令和8年3月4日に一般社団法人全国木材検査・研究協会は、認証事業者の日本農林規格等に関する法律第37条第1項への違反（同法第10条第1項に定める日本農林規格による格付を行わずに、格付の表示を付したこと。）を確認したことから、当該認証事業者の認証を取り消したところです。

令和6年に不正なJAS表示がなされた木材を使用して、JAS製品の使用を要件とする補助金を受給するという事案を受けて、JAS製品の適切な供給に木材業界を挙げて取り組んでいただいている中で、このようなJAS製品に対する信頼性を損なう事案が発生したことは、甚だ遺憾であります。

貴木材関係団体におかれましては、今回の事案の発生を踏まえ、傘下団体、会員企業等に対し、JAS法令の遵守、JAS製品の適切な取扱い及び供給に関し、改めて周知・指導・助言を行っていただけますようお願い致します。

担 当：木材産業課木材製品技術室
木材製品調査班 立花
連絡先：03-6744-0583

JAS 認証事業者の認証の取消しについて

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条第2項の規定に基づき認証した取扱業者について、同法施行規則第48条第1項第4号ホの認証の取消しに係る公表に関する基準に基づき以下のとおり公表します。

1 取消しに係る認証事業者の氏名又は名称及び住所

恵那小径木加工協同組合

岐阜県恵那市武並町竹折328-239

2 取り消した認証に係る農林物資の種類

製材

3 取り消した認証に係る工場の名称及び所在地

恵那小径木加工協同組合 製材工場

岐阜県恵那市武並町竹折328-239

4 取り消した認証に係る認証番号

JLIRA-B-36-11

5 取消しの年月日

2026年3月4日

6 取消しの理由

2026年1月9日及び2月19日に行った当会認証業務規程第38条に基づく臨時監査の結果、認証事業者の日本農林規格等に関する法律第37条第1項への違反（同法第10条第1項に定める日本農林規格による格付を行わずに、格付の表示を付したこと。）が確認されました。当該違反は、軽微な違反には相当しない重大な過失によるものであることから、同法施行規則第48条第1項第3号ホ（2）に基づき、当該認証事業者の認証を取り消します。

以上